

平成 30 年度第 2 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

# 議 事 録

日時 | 平成 30 年 11 月 26 日 (月)

14:00~15:30

会場 | さいたま市役所本庁舎別館 第 6 委員会室

# 平成 30 年度第 2 回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

## 1. 日時

平成 30 年 11 月 26 日（月）14 時 00 分 開会 ～ 15 時 30 分 閉会

## 2. 場所

さいたま市役所別館 第 6 委員会室

## 3. 出席者（敬称略）

### ■ 出席委員

秋元 智子 園田 真見子 川本 健 佐藤 弘 齋藤 英一 小峰 武久  
小山 妙子 長谷川 功一 野代 幸一 丸山 繁子

### ■ 欠席委員

磐田 朋子 程塚 美督 山崎 栄慈 大前 万寿美 白鳥 証一

### ■ 事務局

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課参事 [兼] 課長 廃棄物対策課長 外 3 名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課参事 [兼] 課長

## 4. 次第

### ■ 議事

- (1) さいたま市一般廃棄物処理基本計画の事業評価について
- (2) フードシェア・マイレージ実証事業について

## 5. 議事録

### ■ 議事1 さいたま市一般廃棄物処理基本計画の事業評価について

**秋元会長：**議事の1件目「さいたま市一般廃棄物処理基本計画の事業評価について」ですが、これは本年3月に策定・公表した「第4次計画」に掲載している全53事業の取組状況について、事務局がまとめた報告書を基に、本審議会で審議し、見直しが必要なものについては改善を求めるなど、計画の進行管理を行うものです。今回は、平成29年度の実績についてまとめていただきましたが、今後は、各年度の取組状況を報告書として年1回事務局に提出していただき、それを我々が審議する形で、計画の進行管理を行っていきたいと思います。それでは、報告書について事務局からお願いします。

事務局より、資料1に基づき説明が行われた。

#### 発言内容

**秋元会長：**平成30年度から始まった第4次計画の指標を用いて、平成29年度の事業評価を行ったということなので、第4次計画で新たに加えられた事業については昨年度未実施につきC評価になっているとのこと。ご意見、ご質問はありますか。

**齋藤委員：**DBO方式とは何かご説明をお願いします。

**事務局：**DBO方式といいますのは、「Design Build Operate」の略で、設計・建設・運営を一体で行うというものです。焼却施設の場合は、DBO方式によりプラント会社の特殊な技術を取り入れることにより効率的な運営ができるということで、DBO方式を採用しているところが多くございます。

**川本委員：**焼却灰から溶融スラグに100%リサイクルできるものなのでしょうか。ものによっては、環境基準を超えてしまい有効利用できないものも出てくると思いますが、もし100%を目指すことができるのであれば、すごいことだと思います。

**事務局：**桜環境センターの場合は、100%リサイクルしております。環境基準を超えたものも、再溶融することにより基準を下回りますので、同センターではその方法で100%を達成しております。

**川本委員：**あまり無理をすると、捨てるためにお金がかかりすぎて、逆有償になってしまうということはありませんか。

**事務局：**桜環境センターについては、契約内容に則り全て有償で動いております。また、直営で運営している西部環境センターについては、本市の建設局と連携を取り、事業者が自ら取りに来る場合は建築資材として無償で提供することにしており、逆有償にはなっておりません。

**齋藤委員：**下水の焼却灰は大部分がセメントの材料になると聞いたことがありますが、家庭系ごみの焼却灰も同じでしょうか。

**事務局：**ほぼ同じで、家庭から出たごみの焼却灰はセメント、人工砂、スラグの3種類にリサイクルしております。

**秋元会長：**スラグはほぼ100%リサイクルされるとのことでしたが、最終処分場には何を埋め立てているのでしょうか。

**事務局：**桜環境センター以外の直営施設については、環境基準を超えたものを再熔融するというスキームがないので、それらを埋め立てております。

**川本委員：**さいたま市の市民1人1日あたりの総排出量は882gということですが、全国平均と比べてどの程度でしょうか。

**事務局：**平成27年度の実績で申し上げますと、さいたま市は913gで20政令市中7位となっております。なお、1位は広島市で854g、20位は北九州市で1,150gでした。

**秋元会長：**CO<sub>2</sub>やガスの排出量の情報公開はするのでしょうか。

**事務局：**第4次計画の中で、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量実績は掲載しておりますが、目標値は定めておりません。CO<sub>2</sub>排出量の目標は、環境共生部の「さいたま市地球温暖化対策実行計画」において定めております。また、新しく建設するサーマルエネルギーセンターの炉方式がまだ決まっておりませんが、環境省が炉方式によってそれぞれ排出上限量を定めておりますので、それを参考に炉方式に応じた本市の排出量目標を定めてまいりたいと思います。

**川本委員：**サーマルエネルギーセンター建設にあたって、外資系企業が受注する可能性はありますか。

**事務局：**入札自体は広く参加を募るものですが、参加要件として地方公共団体における運転実績を求めていますので、現実的には外資系企業が参入する可能性は低いと考えられます。

**秋元会長：**給食で出る牛乳パックのリサイクルについては、市内の全校が参加していますか。また、家庭における牛乳パックリサイクル率が低いという話を聞いたことがあり、回収量を増やすための啓発方法があればいいと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局：**小・中学校 162 校のうち、148 校がリサイクルに参加しています。参加していない学校は、乳業事業者と独自に契約して、牛乳パックをトイレットペーパーに換えていると聞いております。市としては、市の事業に参加していただけるよう促していきたいと考えております。また、家庭の牛乳パックのリサイクル量は、平成 29 年度で年間 117 トンでした。「家庭ごみの出し方マニュアル」や「さいちゃんの環境通信」等のツール、出前講座の機会を活用して、リサイクルを促進していきたいと考えております。

**齋藤委員：**不法投棄防止に関して、不法投棄防止対策協議会の活動以外にも、幅広くできるような啓発活動があるといいのではないかと思います。

**事務局：**見沼田圃は不法投棄の場所として狙われやすいところですが、区独自の施策として、不法投棄防止対策協議会を見沼区、緑区、岩槻区にそれぞれ設置し、対策をいただいています。さらに、区民まつり等の場を活用して啓発をしているほか、本庁の産業廃棄物指導課や廃棄物対策課でも、様々な場面で連携して周知啓発活動を行っているところです。毎年 5 月には「ごみゼロキャンペーン」という大々的な環境美化活動を実施しておりますが、毎回 10 万人程度の市民にご参加いただいております、これも 1 つの啓発になっていると考えております。

**園田副会長：**マイクロプラスチックが問題になっていますが、ごみゼロキャンペーンなどで実際に拾ったごみを写真などで記録して、啓発に活用してはいかがでしょうか。

**事務局：**さいたま市では「不法投棄マップ」を作成し不法投棄の状況を公表しており、実際に捨てられていたものの写真を掲載しております。また、イベント出展の際に、パネル展示で特に悪質な不法投棄物を掲載するといった啓発もしております。マイクロプラスチックは大きな社会問題になっており、今後対策を進めていかなければならないと認識しております。

## ■ 議事2 フードシェア・マイレージ実証事業について

事務局より、資料2に基づき説明が行われた。

### 発言内容

**秋元会長：**ポイントはどこで何に使えるのでしょうか。

**事務局：**1ポイント1円で、岩槻区内にある中小の加盟店でのお買い物の際に使うことができます。カード自体はイオンの「さいたま市みんな健康 WAON カード」を利用しておりますが、フードシェア・マイレージのポイントはイオンでは使うことができません。

**川本委員：**フードシェア・マイレージは、市外在住者も参加できるのでしょうか。

**事務局：**原則、さいたま市民を対象としていますが、利用者の住所確認等は行っておりませんので、お持ち込みいただいた食品は、お預かりしています。

**川本委員：**万が一、食品に問題があったときのことを考え、入口と出口、双方の利用者情報（入口：食品をご提供いただいた方、出口：回収した食品の寄付先）をしっかりと管理しておくべきだと思います。

**事務局：**お持ち込みいただく食品には、未開封であること等の条件をあらかじめ設けております。また、お預かりした食品はフードバンクを通じて地域の福祉施設に寄付しておりますので、食品の寄付先はフードバンク側で把握しております。

**小峰委員：**冷凍食品が多く普及している中で、常温保存の食品のみ回収というのは難しいのではないのでしょうか。

**事務局：**食品を受け取る側に冷凍食品を保存する設備がないので、常温保存の食品のみ回収とさせていただいております。

**小峰委員：**賞味期限が切れた食品を簡単に捨ててしまう人が多く、大変問題だと思います。

**事務局：**市では、「賞味期限」と「消費期限」は異なるもので、1日賞味期限を過ぎたからといって捨てなくてもいいということをホームページ等で周知しております。食べきれないのであれば、賞味期限の前にフードシェア・マイレージを活用していただければと思いますが、一番良いのは期限内に食べていただくことなので、そういったことを含めて周知啓発していきたいと考えております。

**園田副会長：**集めた食品は子ども食堂にも提供されるのでしょうか。

**事務局：**フードバンク埼玉を通じて子ども食堂にも提供されていると聞いております。

閉会